組合員種別 **3**

任　意　継　続　組　合　員　申　出　書　（通年用）

審　査	受　付

組合員番号

＊ 退職日まで引き続く組合員期間が、1年と1日以上ある方のみ申し出ることができます（引き続く公務員共済の加入期間は通算されます）。

申出書が当支部に到着してから、2～3営業日程度で経理担当より掛金納付書を発送
掛金の振込みが確認できてから、2～3営業日程度で資格確認書（任意継続組合員用）を発送

氏　名	（姓）	（名）	性　別	生年月日	資格取得日	退職日（3月31日退職者は専用の申出書を利用すること）	退職時年　齢
フリガナ				元　号　年　月　日	元　号　年　月　日	元　号　年　月　日	
漢　字			男：1 女：2	昭和：3 平成：4	昭和：3 平成：4 令和：5	令和：5	

公立学校大阪支部の資格取得日から退職日までの期間が1年と1日未満の場合で、引き続く公務員共済への加入がある場合のみ記入してください。

組合員期間　年　月

昭和 平成 令和	年　月　日	共済組合	～	昭和 平成 令和	年　月　日	支部	
昭和 平成 令和	年　月　日	共済組合	～	昭和 平成 令和	年　月　日	支部	
昭和 平成 令和	年　月　日	共済組合	～	昭和 平成 令和	年　月　日	支部	
昭和 平成 令和	年　月　日	共済組合	～	昭和 平成 令和	年　月　日	支部	

任意継続組合員として加入する場合、資格が引き続くため、資格喪失証明書は発行できません。
資格喪失証明書交付申請書は送付しないでください。

任意継続掛金払込方法（1、2のどちらかに〇をつけてください）

1	1年(一括)払い（振込用紙利用　割引あり）
2	毎月払い　　（振込用紙利用　割引なし）

退職日の属する月の標準報酬月額

等級	標準報酬月額（円）
	0 0 0

掛金の振込みがない場合
任意継続組合員には、
加入できません！

この申出書に現職時の組合員証等（裏面参照）を添付してください。

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合大阪支部長　様

令和　　年　　月　　日

〒　　－

住所

組合員

氏名

（自署）

電話番号

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

所属所名
所属所長名
電話番号

受付印(※)

（※）受付印については、所属所にて受付印（又は公印）を押印してください。

任意継続組合員の申出について

・申出は、**退職日から起算して20日以内**に、この申出書に「組合員証」等＊1を添えて郵送にて公立学校共済組合大阪支部 資格担当へ提出してください。

※申出期間（退職日から20日）以降の申し出の提出は、受付できません。

・「組合員証」等＊1とは、「組合員証」、「組合員被扶養者証」(交付者のみ)、「高齢受給者証」(交付者のみ)、「限度額適用認定証」(交付者のみ)、「特定疾病療養受療証」(交付者のみ)、「資格確認書」（交付者のみ）（有効期限内のもの）のことをいいます。

・退職後、社会保険制度等（当共済組合を含む）の適用を受け、被保険者となられる場合は、任意継続組合員の申し出はできません。
申出後に被保険者となられた場合は、必ず「任意継続組合員資格喪失申出書 」を提出してください。

・掛金の納付について、1年（一括）払い、半年払いの方法のみ掛金の割引きがあります。
（前納割引率、年4．0%複利）

任意継続組合員申出書の記入について

太枠の項目をご記入ください。

任意継続組合員申出書の送付先

〒540－8571　大阪府庁内
公立学校共済組合大阪支部　医療資格グループ　資格担当　宛

お問合せ

任意継続組合員の加入、被扶養者の認定	・・・	資格担当（直通）	06－6941－3164
任意継続組合員の掛金	・・・	経理担当（直通）	06－6941－2857
短期給付	・・・	医療担当（直通）	06－6941－2867